3　第一項の申請書（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合の申請書に限る。）は、特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）を経由して提出することができる。

4　第一項の申請書（法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合の申請書に限る。）は、特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）又は特定地域型保育事業者を経由して提出することができる。

5　特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、関係市町村等との連携に努めるとともに、前二項の申請書の提出を受けたときは、速やかに、当該申請書を提出した保護者の居住地の市町村に当該申請書を送付しなければならない。

（法第二十条第三項に規定する内閣府令で定める期間）

第三条　法第二十条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、一月間とする。

（保育必要量の認定）

第四条　保育必要量の認定は、保育の利用について、一月当たり平均二百七十五時間まで（一日当たり十一時間までに限る。）又は平均二百時間まで（一日当たり八時間までに限る。）の区分に分けて行うものとする。ただし、申請を行う小学校就学前子どもの保護者が第一条第二号、第五号又は第八号に掲げる事由に該当する場合にあっては、一月当たり平均二百七十五時間まで（一日当たり十一時間まで）とする。

2　市町村は、第一条第三号、第六号又は第九号に掲げる事由について、保育必要量の認定を前項本文に規定する区分に分けて行うことが適当でないと認める場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該区分に分けないで行うことができる。

（特定教育・保育施設等を経由して申請書を提出した場合の支給認定証の交付）

第五条　第二条第三項又は第四項の規定により特定教育・保育施設等を経由して申請書が提出された場合における支給認定証の交付は、当該申請の際に経由した特定教育・保育施設等を経由して行うことができる。

（法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項）

第六条　法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　支給認定保護者の氏名、居住地及び生年月日

二　当該支給認定に係る小学校就学前子どもの氏名及び生年月日

三　交付の年月日及び支給認定証番号

四　該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

五　支給認定に係る第一条各号に掲げる事由及び保育必要量（法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する場合に限る。）

六　支給認定の有効期間

七　その他必要な事項

（利用者負担額に関する事項の通知）

第七条　市町村は、支給認定を行ったときは、当該支給認定に係る支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、当該支給認定保護者の利用者負担額に関する事項を通知するものとする。

（法第二十一条に規定する内閣府令で定める期間）

第八条　法第二十一条に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども　支給認定が効力を生じた日（以下「効力発生日」という。）から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

二　法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事由に該当する場合を除く。）　効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

三　法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

イ　前号に掲げる期間

ロ　効力発生日から、当該小学校就学前子どもの保護者の出産日から起算して八週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間

四　法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

イ　第二号に掲げる期間

ロ　効力発生日から、同日から起算して九十日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までの期間

五　法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条第七号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

イ　第二号に掲げる期間

ロ　効力発生日から当該小学校就学前子どもの保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間

六　法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条第九号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　第一条第九号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市町村が定める期間

七　法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条第十号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　第一条第十号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市町村が定める期間

八　法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事由に該当する場合を除く。）　効力発生日から当該小学校就学前子どもが満三歳に達する日の前日までの期間

九　法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

イ　前号に掲げる期間

ロ　第三号ロに掲げる期間

十　法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

イ　第八号に掲げる期間

ロ　第四号ロに掲げる期間